

上越市まちなか居住推進事業 【高田地区】 ニュースレター Vol.12

「まちなか居住推進事業」は「これからも住み続けたい」「新たに住んでみたい」「また訪れたい」と思う人が自然に集まるまちを目指す独自のまちづくりの取組です！

まちなか居住推進地区の取組紹介

大町五丁目 景観づくり重点区域指定に向けた取り組み

- ・令和6年11月に「景観づくり重点区域指定」に向けた住民説明会が大町五丁目主催で開催されました。
- ・この説明会では、「おおえのきの会」が取り組んできた雁木の継承等を目的とした「任意協定」の見直しが行われ、街並みを守るための具体的な雁木の構造や色彩のルールを定めた「ガイドライン」について話し合いが行われました。
- ・さらに、今後、大町五丁目として「景観づくり重点区域」の指定に向けた前向きな意見交換が交わされました。

『景観づくり重点区域とは』

良好な景観づくりを推進していこうとする地域で、特性を活かした基準を設け、景観づくりを図る区域です。

上越市景観条例に基づく区域となり、修繕等を行う場合は、市への届出が必要となります。

色彩等のコントロールを行い、将来的に統一感や連続性のある街並みを継承していくことができます。

届出対象とする行為の事例



『任意協定、ガイドラインの見直し』

任意協定に基づくガイドラインの例（地域で決めるルールづくり(案)）



1 これまでの経緯

平成22年に発足した「おおえのきの会」では「生活通路として先人の知恵でつくられた雁木を、みんなで協力していつまでも守っていくこと」を目的に雁木の継承が行われてきました。

この度、町内全体で大町五丁目の街並みを後世に継承していきたいという思いで説明会が実施されました。

2 説明内容

「1.任意協定の改定(案)」

対象を「雁木通りのみ」から「町内全体」に変更

「2.任意協定に基づくガイドラインの改定(案)」

ルールを分かりやすくするため写真等を追加

「3.景観づくり重点区域指定に向けて」

任意協定およびガイドラインに基づき、景観づくり重点区域の指定に向けた提案書を提出予定

3 住民の皆さんからの意見など

町内全体で街並みを守っていくために景観づくり重点区域に指定することは賛成。

任意協定の目的を雁木だけに特化せず、町内全体の目標に修正する必要がある。



✓「みんなで守りたいもの」「将来に残したいもの」を話し合い、地域でルールを定め、魅力ある住環境を目指すもの。無理なく継続できるルール設定が大切。

大町五丁目での取組紹介

かぼちゃ祭り



✓迫力の神楽
✓こども神輿
など盛り上がりました!

かぼちゃ祭りの歴史

五ノ辻稲荷神社の秋季大祭が「かぼちゃ祭り」と呼ばれるようになったのは約250年前。天明二年からの凶作に対し、高田城主榊原政永は乏しい藩財政から住民支援を行い、長恩寺の住職旭専は粥を炊いて施しました。

五ノ辻稲荷神社の神主中島左近藤原泰則は農民に未普及だったカボチャ栽培を指導し、カボチャの炊き出しを行ったことを契機にカボチャの栽培が広がり、高田藩の殖産事業と共に藩財政が豊かになりました。

これにより次の大飢饉では餓死者が出ず、近郷在住の農民は御神徳に感謝するとともに中島左近にちなんで沢山のカボチャを油揚げ（稲荷神社ゆえ）とともに神前に供えたということです。

現在では地元大町五丁目の方々が中心となって、お祭りの際には、従来の“盆踊り”のほか色々なアトラクションを企画し、それが話題を呼んでいます。

(五ノ辻稲荷神社HPを参考に記載)



まちなか居住推進事業について

支援・補助制度について

補助金制度は、まちなか居住推進地区認定を受けた町内会でのみ活用できます

<p>若者・子育て世帯をまちなかに</p> <p>空き家の購入支援 (空き家の購入費の補助)</p>	<p>空き家を使ってもらう</p> <p>空き家の片付け支援 (空き家を賃貸物件とするための改修工事費補助) ※耐震補強または防火・耐火工事が必要</p>	<p>まちなかの暮らしを体験する機会を出し</p> <p>空き家の賃貸用リフォーム支援 (空き家を賃貸物件とするための改修工事費補助) ※耐震補強または防火・耐火工事が必要</p>	<p>まちなかの暮らしを体験</p> <p>お試し居住家賃支援 (戸建て賃貸物件への体験入居家賃補助)</p>
<p>まちなかに定住する人を応援</p> <p>町家のリフォーム支援 (改修工事費の補助) ※耐震補強または防火・耐火工事が必要</p>	<p>まちなか住宅の建替えを応援</p> <p>町家の建替え支援 (町家を新たに建てるとき、既存建物解体工事費の補助)</p>	<p>まちなかに新規出店する人を後押し</p> <p>空き店舗等の利活用支援 (空き店舗・空き家を新規に出店・事務所設置に活用するための補助)</p>	<p>まちなかの魅力を向上</p> <p>雁木通りの街並み形成支援 (景観づくりに活用する一社に属する事業費の補助)</p>



- ・市がワンストップ窓口
- ・所有者と希望者のマッチング
- ・空き家バンクと異なり、情報は原則非公開

空き家マッチング制度は、随時受け付けております(誘導重点区域の町内会対象)

※まちなか居住推進地区以外でも活用可能!

まちなか居住推進地区認定について

まちなか居住推進地区認定に向け、個別の相談や座談会、ワークショップ等も行いたいと思いますので、遠慮なくお声がけ頂ければ幸いです。

何なりと市にご連絡ください!



発行 上越市まちなか居住推進事業事務局(窓口:上越市 都市整備課 市街地整備係)

E-mail:toshi-shigaichi@city.joetsu.lg.jp

Tel:025-520-5764/Fax:025-526-6112

上越市 まちなか居住

検索

